

入所に関する確認票

1. 現在、育児休業中の場合、記入してください。

利用調整の希望について、いずれか一つのみチェックをつけてください。
☐ ①直ちに復職を希望する。
☐ ②希望する保育施設等に入所(園)できない場合は、育児休業の延長も許容できる。
育児休業明けの入所については、下記の期間に必ず復職します。
☐ ※申込の入所日によって復職が必要な期間が異なります。 各月 1日入所 ⇒ 1日～15日で復職が必要 16日入所 ⇒ 16日～末日で復職が必要

2. 兄弟姉妹で利用申込をする場合、記入してください。

①兄弟姉妹全員が入所(園)できる場合
・兄弟姉妹が同じ保育施設等を利用できない場合は辞退します。 ☐ はい(同時同園のみ希望) ☐ いいえ(同時別園でも利用を希望)
②兄弟姉妹のいずれかしか入所(園)できない場合
・1人だけが保育施設等を利用できる場合は辞退します。 ☐ はい ☐ いいえ
└─┬─┐ ☐ 兄弟姉妹で、上の子どものみ利用できる場合、利用を希望する。 ☐ 兄弟姉妹で、下の子どものみ利用できる場合、利用を希望する。 ※1人だけ利用する場合、利用できない子どもの保育はどうするか。 (利用調整には一切影響しません。) ☐ 親族に委託 ☐ 他人に委託 ☐ 仕事先へ連れていく ☐ 職場の託児所や認可外保育施設等を利用する

3. 提出にあたっての確認事項

以下のすべての項目に同意の上チェックしてください。

☐	書類の内容に虚偽があった場合には、入所内定及び決定を取り消します。
☐	申込書や提出書類の内容で不明な点について、ご家庭や職場等に確認をする場合があります。
☐	食物アレルギー等による除去食・代替食の提供は、保育施設により対応が異なります。 必ず事前に各保育施設へお問い合わせください。
☐	現在貝塚市に住所を有しておらず、転入予定である方は、入所日までに転入してください。 ※入所日時時点で、貝塚市に住所を有していない場合は、内定が取り消されます。
☐	申込中(保留中)に、提出した保育利用申込書・各証明書の内容(世帯状況、就労状況等)に変更があった場合は、 教育・保育給付認定の変更申請をする必要がありますので、速やかに子育て支援課へご連絡ください。また、入所の 必要性がなくなった場合は、速やかに子育て支援課へご連絡ください。
☐	入所保留通知書は、初回申請時のみ発行いたします。初回申請月以降の保留の状況を証明する書類が必要な場合は、 子育て支援課にご連絡ください。 ※保留通知書により、必ずしも育児休業が延長されるとは限りませんのでご了承ください。
☐	就労証明書の添付をされる場合、「19. 保護者記載欄」は記入していますか。
☐	保育料算定にあたり、市が保護者及び同居親族の課税情報及び個人番号等を閲覧します。
☐	保育料は必ず期限までに納付してください。保育料を滞納した場合、行政処分の対象となる場合があります。
☐	上の兄弟分で留守家庭児童会(仲よしホーム)入会申込者は、就労証明書はコピーで対応可能ですので、保育所(園) 入所申込み前に事前にコピーをお取りください。
☐	育児休業復帰の方で、万一保育施設等に入所(園)できなかった場合は、育児休業の延長手続きのために、保育所 (園)入所申込書の写しが必要になりますので、提出前に事前にコピーをお取りください。

本確認票の記載事項を確認し、記載内容についても相違はありません。

年 月 日

保護者氏名

児 童 氏 名